

令和3年(ネ)第83号放送法遵守義務確認等請求控訴事件

控訴人 宮内正巣外109名

被控訴人 日本放送協会

控訴人準備書面(3)

2022年2月18日

大阪高等裁判所第6民事部B1係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 佐藤真理

弁護士 白井啓太郎

弁護士 安藤昌司

弁護士 辰巳創史

弁護士 星雄介

弁護士 今治周平

弁護士 松本恒平

弁護士 阪口徳雄

1	2021自民党総裁選に関する報道	3
2	2021年総選挙に関する報道	5
3	NHK BS1スペシャル字幕問題に関する報道	9

NHKが放送法4条1項各号及び国内番組基準に反する放送を行っている最近の事例について陳述する

1 2021自民党総裁選に関する報道

(1) NHKは、2021年9月、ニュース報道番組において、自民党の「総裁選挙」を連日にわたり放送し、テレビジャックの状況あった。その放送の状況は甲第554号証のとおりである。これによると、NHKは、菅義偉首相が出馬しないことを表明した同月4日から、投開票の翌日である同月30日までの27日間に、合計17時間27分10秒（1日あたり平均約39分）もの放送を行った。

これは、同年に行われた衆議院議員選挙についてのニュース報道番組と比較すると、総放送時間、1日あたりの放送時間のいずれについても大きく上回っていた（月刊『ジャーナリスト』の2021年11月25日号によると、自民党総裁選挙のテレビの合計放送時間は29時間55分（情報・ワイドショーを含む）に及び、衆議院選挙のテレビの合計放送時間は25時間52分を大きく上回っていた。甲546の26頁）。

(2) そもそも、自民党の総裁選挙は、自民党という政党、すなわち、政治目的を同じくする者により作られた団体内部の代表者を決める手続きに過ぎない。その選挙人はわずかに約110万人であり、国政選挙の有権者の数は約1億500万人であるので、その1パーセントに過ぎない。衆議院総選挙のニュース報道を上回る規模でのお祭り騒ぎのような報道は、有権者の中に占める割合に照らしても有り得ない。

また、本来は私的団体である政党と、国家を同列に扱う点からも有り得ない。自民党総裁は事実上内閣総理大臣となることが予定されているから特別な報道が許されるという考えが仮にあったとすれば、そのよう

な考えは、自民党と国家を同視するものであるといえる。民主政治においては、政権政党は交代することが当然に予定されているから、政党と国家を同視することは許されない。もし、政党と国家が同視されるのであれば、それは民主制ではない。自民党の総裁選挙を国政選挙と同様以上に報道することは、少なくとも、視聴者に対し、自民党があたかも国家であるかのような錯覚を与えるおそれがあり、明らかに政治的公平を欠く報道であり、放送法4条1項2号に違反するもので、許されない。

(3) 報道の質についても、自民党総裁選挙の報道においては、その内容が、各候補者の政策、主張の紹介にならざるを得ない。4人の候補者は、いずれも9年間続いた安倍・菅政権の重要閣僚や党3役のメンバーばかりであり、財界と大企業本位の政権という大枠では一致していたのである。

そうすると、その報道は、必然的に、各候補者（いずれも自民党员であり、政治目的を同じくする。）の広報とならざるを得ず、これに対する批判的意見が放送されることはずつと無であった。この点、国政選挙においては、与党の主張に対し、野党の反対意見が存在することとは大きく異なるものである。ただし、NHKの放送においては、放送時間が議席数に比例しているため、与党の主張の方が多く放送される問題点がかねてより指摘されてきたところである。

したがって、今回のNHKによる自民党総裁選に関する放送は、すべて自民党の広報、少なくともその効果を有する放送であったと指摘せざるを得ない。

(4) 以上から、NHKによる自民党総裁選報道は、その質・量とともに、放送法の求める政治的公平（法4条1項2号）に著しく反することは明らかである。

2 2021年総選挙に関する報道

(1) 選挙報道の重要性

国政選挙は、主権者である国民が、自らの代表者を選出する行為であり、最も重要な政治的行為である。仮に、国政選挙の選挙期間中ににおいて、意思決定に必要な情報が正しく主権者に伝えられないこととなれば、民主制の過程に瑕疵があることとなり、これを回復することは極めて困難となる。

したがって、国政選挙において、主権者である国民が投票行動に当たり、政党や候補者に関する適格で豊富な情報が正しく伝えられるることは、最も重要なことがらである。国政選挙の際における選挙報道の重要性はいくら強調しても、強調し過ぎるということは無い。

選挙報道について、控訴入らは、原審に於いて、原告準備書面（22）により、2010年参議院選挙から2017年総選挙までの計6回の国政選挙におけるNHKのニュース報道が、放送法4条1項各号等違反の問題を抱えていることを明らかにした。

さらに、原告準備書面（25）において、2019年参議院選挙のNHKのニュース報道が、同様に放送法4条1項各号等違反の実態にあることを明らかにした。

本件控訴後の2021年10月31日投開票で実施された衆議院総選挙における、NHKのニュース報道番組はどうだったのかを検証する。

(2) 2021年衆議院総選挙に関するニュース報道番組

2021年10月31日に投開票された第49回衆議院議員総選挙は、2017年の総選挙以来の衆議院選挙であった。2021年10月14日に衆議院が解散、公示は同月19日であったため、選挙報

道がなされた期間は、極めて短期間であった。

甲 556号証は、佐々木有馬氏（N H K 問題大阪連絡会世話人）が、2021年10月14日の衆議院解散日から11月1日の総選挙投票開票日翌日までのN H K の放送を視聴した記録である。

これによれば、次の事実が明らかである。

ア 10月14日は、衆議院の解散日であるが、岸田首相による実質的な選挙演説が無批判に報道された反面、野党については何らの報道がなされなかつた。

イ 同月15日から17日までの3日間は、選挙に関する報道はなされなかつた（後述の「日曜討論」を除く）。

ウ 同月19日は、選挙公示日であったが、中国および北朝鮮によるミサイル発射に関する報道が6回繰り返された。翌20日も、ミサイル関連報道が4回なされ、これに対して選挙関連報道は5回であった。しかも、うち2回においては、各党の主張は紹介されなかつた。

以上のとおり、中国、北朝鮮の脅威を伝える報道が18日から21日まで合計16回繰り返し報道された。

エ 同月23日から27日にかけて、「眞子さま」「眞子さん」関連報道が12回繰り返された。同期間の選挙報道は、法定の政見放送を除けば14回であった。

オ 選挙期間（10月19日から同月30日まで）中における選挙関連のニュース報道の合計時間は6時間25分16秒に留まつた。

（3）番組「日曜討論」について

ア N H K は、2021年10月17日および同月24日、「日曜討論」を放送した（時間はいずれも午前9時から10時20分まで。）。

同番組は、日曜日の朝の時間帯に、重要テーマについて政党代表者らが討論することを内容とする、N H K の主要な討論番組のひとつであ

る。

ことに、10月17日と同月24日の同番組は、衆議院解散から選挙投票日までの間に放送されており、国民にとって、各政党の出演者による議論を視聴することで、投票先を選択する手掛かりを得る重要な機会であったといえる。

同番組における、討論のテーマ、各政党の発言指名回数および発言時間合計は、甲557号証のとおりである。

イ これによると、次の事実が明らかである。

(ア) 現政権にマイナスとなるテーマ（具体的には、例えば森友問題における公文書の改ざん、桜を見る会における公職選挙法違反の問題、学術会議会員任命拒否の問題、野党による臨時国会開催要求を拒否した問題、沖縄辺野古新基地建設問題など）は、討論の対象とされなかった。

(イ) 10月24日の番組冒頭において、北朝鮮によるミサイル発射の映像や中国習近平氏の映像が放送され、外国の脅威が強調された。

(ウ) 発言指名回数および発言時間は、各党の議席数におおむね比例するものとされた。

(4) NHKのニュース報道に対する評価

ア 前述のように、国政選挙の選挙報道は、民主制の過程を形成するものであるから、放送法に基づいた放送がなされることが、一層厳しく求められるべきものである。

すなわち、政治的に公平であること（放送法4条1項2号）及び意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること（同4号）が要求される。

総選挙期間中のニュース報道について検証する。

イ 選挙期間 12 日間になされた選挙関連のニュース報道は合計 6 時間 25 分 16 秒、1 日平均では約 32 分であり、前述した選挙報道の重要性に鑑みれば、そもそも報道時間の絶対量が不足していた。

国政における各党の政策は、まさに「意見が対立している問題」なのであるから、これについては「できるだけ多くの角度から論点を明らかに」しなければならないにもかかわらず、報道時間が 1 日平均わずか 32 分しかなされないのであれば、論点を明らかにすることは到底不可能である。

実際に、被控訴人の報道を記録しながら視聴した佐々木氏によれば、「野党 4 党が交わした共通政策」については質問されることも解説されることもなく、また、各政党の政策を紹介する場合も、「字幕と党首の静止画」で、多くとも数十秒、短ければ数秒間報道されるのみであった（甲 557）。

ウ また、選挙報道と比べ優先度が低いと思われる報道（元皇族の誕生日や結婚など）が繰り返し行われたことは、国民の選挙に対する関心を低下させるおそれがあり、少なくとも、選挙期間中においては、選挙報道が優先されるべきであったといえる。

以上のとおり、報道時間の絶対量が少ないと、報道が表層を伝えることのみに終始したこと、優先度の低い報道が繰り返しなされたことは、放送法 4 条 1 項 4 号に違反する。

エ 中国の軍事的脅威や北朝鮮のミサイル発射など、近隣国の脅威を強調する報道が繰り返しなされた。また、日曜討論の冒頭においても、外国の脅威を印象付ける演出がなされた。

憲法 9 条を改正して、国防軍を創設すること（2012 年の日本国憲法改正草案）あるいは、2017 年以降は憲法 9 条に自衛隊を明記することが自民党の改憲案の最重要テーマであることは顕著な事実で

あるところ、外国の脅威をことさらに強調することは、かかる自民党の改憲案を肯定し、かつ、推進する効果を有する報道といえる。

このような報道が、選挙期間中に、繰り返しなされたことは、政治的公平および多角的に論点を明らかにすることを求める放送法4条に違反するものと言わざるを得ない。

才　日曜討論において発言機会を各政党の議席数に比例させたこと

この措置は、形式的に政治的公平を図ったものとする見方もできなくはないが、討論番組において、発言機会を議席数に比例させる理由はまったくなく、むしろ、そのように発言を制限することで、現有議席を固定化する作用が生じる恐れがある。

したがって、これまでにも繰り返し指摘しているとおり（原審の原告最終準備書面の55～64頁参照）、放送時間や発言機会を議席数に比例させることは、政治的公平（法4条1項2号）に反するものである。

(5) 以上のとおり、これまでの控訴人の主張にもかかわらず、被控訴人は、2021年の衆院選挙においても、これまで同様、放送法4条違反の放送を繰り返したことが明らかである。

なお、上記選挙が行われる直前には、自民党総裁選挙が行われたが、NHKは、国政選挙以上に取り上げ、過熱報道したことは重大問題であることを付言しておく。

3 NHK BS1 スペシャル字幕問題に関する報道

(1) 字幕問題

2021年12月26日、NHK BS1スペシャル「河瀬直美が見つめた東京五輪」が放送された。同番組は、河瀬直美（東京五輪の公式記録映画監督）や映画製作チームに密着取材したドキュメンタリー番組で

あった。

番組のなかで、映画監督の島田角栄氏が取材をしていた匿名の男性について、「五輪反対デモに参加している」、「実はお金をもらって動員されていると打ち明けた」とテロップで紹介した。しかし、男性が実際に五輪デモに参加していたかどうか確認できていなかった。

(2) その後の経緯

ア 2022年1月9日、番組を制作したNHK大阪放送局の堀岡淳局長代行が謝罪

堀岡局長代行は、「制作担当者の思い違いや取材不足が原因」、「複数回の 試写が行われたが、事実関係の確認が不十分」としたが、捏造の意図は否定し、「思い込みで不確かな字幕を付けてしまった」と述べた。その上で、「字幕の一部に不確かな内容があったことについて、映画製作などの関係者のみなさま、そして視聴者の皆様にお詫びいたします。」、「今後、番組内容のチェック強化など、再発防止に向けた取り組みを進めてまいります」と謝罪をした。

イ 1月10日、映画監督の河瀬直美氏がコメント発表

河瀬氏は、五輪反対デモに参加していると紹介された男性について、公式映画の担当監督の取材において、当該男性から「お金を受け取って五輪反対デモに参加する予定がある」という話は出なかつたこと、番組内で、担当監督が取材のまとめ映像を河瀬氏に見せるという場面があったが、このまとめ映像にも当該男性は含まれていなかつたこと、同番組においては、河瀬氏も被取材者の1人であり、事前に内容を把握することは不可能であること、公式映画チームが取材をした事実と異なる内容が含まれていたことが、本当に残念であること等のコメントを発表した。

ウ 1月12日、映画監督の島田角栄氏がコメント発表

島田氏は、五輪反対デモに参加しているとされた男性は、島田が取材対象を探す中で出会った方で、その場で取材を申し込み、後日、公園でのインタビューをしたものであること、「五輪のデモに参加した」という主旨の発言は無かったにも関わらず、オンエアされたテロップを見て、島田氏自身たいへん驚いたこと、当該男性の取材映像を、事前に河瀬直美監督に見せた事実はないこと等を述べた。その上で、当該番組は、公式記録映画の取材過程を NHK が独自に取材し、編集されたものであり、被取材者である島田氏への最終的なチェックもなく、島田氏自身、全体を把握出来ぬまま、放送に至ったものであることを明らかにし、公式映画チームとして取材した内容と異なるテロップが流れてしまった事は、不本意かつ、たいへん残念でならないとコメントした。

エ 1月13日、前田晃伸会長、正籬副会長、担当者らによる定例記者会見

前田会長は、映画監督の河瀬氏、島田氏をはじめとする映画関係者、視聴者への謝罪をした。前田会長は、制作段階でのチェックの仕組みは出来上がっているが、そのチェック機能が十分に働かなかつたと述べた。しかし、検証番組を制作する予定はないとした。

正籬副会長は、放送ガイドラインでは「ニュースや番組は正確でなければならない。正確であるためには、事実を正しく把握することが欠かせない。取材や制作のあらゆる段階で真実に迫ろうとする姿勢が求められている」と明記されているところ、今回はこうした姿勢を欠いていたと述べた。

しかし、その原因は、取材・制作の過程での制作担当者間のコミュニケーション不足、事実の確認とチェック体制が不十分であったことであるとし、虚報ではないとした。放送の時点で、男性が五輪反対

デモ参加していたのかどうか確認できていなかったのに、不確かな内容の字幕を出してしまったものであり、ディレクターが意図的に、故意に架空の内容を作り上げたのではなく、捏造ややらせがあったとは考えていないとした。

担当者は、NHK の側から BPO（放送倫理・番組向上機構）に検証を依頼する考えはないとした。

オ 1月13日、NHK 角英夫大阪放送局長が定例会見で謝罪

角局長は、「報道機関として最も守るべき大切にしなければならないことができていなかったことは誠に遺憾であり、改めて深くお詫び申し上げます」と述べたが、「捏造ではない」と改めて強調した。今後の調査結果を公表するなどについては「制作、取材の過程については答えを控えたい」と回答した。

カ 1月14日、BPO「不適切字幕問題」でNHKに報告を求める

BPO は、同機構が審議入りするかどうかは NHK の回答を基に議論するとした。取材に対し、小町谷育子委員長は「どうしてああいう不正確なテロップができたのか、事実を把握するのが優先事項。頭の中に疑問符がいっぱいという感じだ」と述べた。

キ 1月19日、放送総局長会見での担当者による説明

会見において、担当者は、問題の字幕は試写段階から入っており、番組プロデューサーは、試写の段階で字幕の事実関係を確認するようディレクターに指示したが、ディレクターは、島田氏に「デモに行く予定がある」という話を聞いたことを確認しただけで、男性本人への確認をせず、島田氏への確認だけで「確認した」と報告したと、一連の流れを説明した。また、報告を受けたプロデューサーは「お金をもらって動員」という点も確認したと誤信したとした。

ク 1月20日、島田氏はNHKの説明（上記キ）は事実と異なるとして訂正を求める

上記キの会見を受けて、島田氏は、放送前にディレクターからの事前確認はなかったと反論し、抗議してNHKに訂正を求めた。朝日新聞は、NHKに、島田氏の指摘について確認を求めたが、NHKは「島田監督には何ら責任はなく責任はすべてNHKにあります」などと回答し、確認に応じなかった。（朝日新聞1月21日朝刊）

ケ 1月24日、NHK訂正謝罪、「島田監督に確認」は誤りと認める

NHKは、1月19日の記者会見における説明を撤回し、同22日に島田氏に謝罪した。同24日、松坂千尋専務理事を責任者とする調査チームを立ち上げ、調査チームは、番組関係者らへの調査をさらに進めて厳正に対処し、再発防止を徹底すると発表した。

コ 1月28日、関西4府県視聴者団体（兵庫、大阪、京都、滋賀、奈良）が大阪放送局へ抗議行動

サ 2月3日、角英夫大阪拠点放送局長の定例記者会見

同局長は、「改めて視聴者の皆様に対して深くお詫びいたします。調査チームが本部に設置され、原因や問題の背景を調べており、今後再発防止に向けた取り組みが進むと承知しています。大阪局も本部と連携して再発防止に取り組みたい」と述べた。しかし、その後は何を聞かれても、広報部長が「調査本部が調査中なので控えさせていただきたい」と代弁した。このような対応につき、冒頭の謝罪は誰に向けたものだったのかと聞かれても、「先ほど申し上げた謝罪がすべてです」と言葉を詰まらせた。

(3) 「BS1スペシャル」報道に関する調査報告書(甲549)

NHKは本問題について調査委員会を設置して、調査を実施した結果、「字幕は誤り」と認め、6人を懲戒処分にした。(甲550)

(4) 字幕捏造問題の本質（甲 558、長井暁「NHK に何が起きているのか」）

このような一連の騒動につき、長井暁氏は、NHK の政府迎合、五輪翼賛こそが問題の本質であると、以下のように分析する。

2021年1月、コロナウイルスの感染拡大する中で実施された NHK 世論調査で「中止」「さらに延期」の合計が 77% に達すると、NHK は 2 月の世論調査の質問と選択肢を、大会開催を前提とするものに変更し、あたかも五輪開催に賛成している人が多数であるかのような結果を導き出した。さらに、同年 4 月 1 日の聖火リレーのインターネット中継で、沿道から「オリンピック反対」の市民の声が聞こえた途端に、音声を約 50 秒にわたって消去した。五輪が始まると NHK は五輪中継一辺倒の放送を実施し、ニュースの放送時間を大幅に縮小した。その一方で、日本選手がメダルを獲得するたびに、「NHK ニュース速報」で伝え、大会の盛り上がりを演出し続けたのである。政権に迎合する NHK 執行部の姿勢が、オリンピックに協力するのは当然であり、それに異を唱える人々はけしからん、という思考を職員の間に蔓延させてしまったことが、今回の問題発生の本質でないか。

以上